

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)
1級	(1)事務員、技術員の職務	24	14.03	事務員・技術員	24	47	係員の職	60.90
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	23		幼稚園教諭	12			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	11			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
2級	(1)主事、技師の職務	66	28.96	主事・技師	67	97	係員の職	60.90
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	30		幼稚園教諭	13			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	17			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	1						
3級	(1)主査の職務	43	17.91	主査	43	60	係長の職	11.94
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	17		幼稚園長(再任用)	4			
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	-		主任幼稚園教諭	1			
				主任保育士	12			
4級	(1)係長の職務	36	11.94	係長	36	40	係長、保育所長の職	11.94
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	4		保育所長	4			
5級	(1)主幹の職務	32	10.15	主幹	32	34	課長の職	13.13
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする幼稚園長、保育所長の職務	2		保育所長	2			
6級	(1)参事の職務	15	13.13	参事	15	44	課長の職	13.13
	(2)課長の職務	29		課長	29			
7級	部長の職務	11	3.28	部長	11	11	部長の職	3.28
8級	理事の職務	2	0.60	理事	2	2	部長の職	0.60
合 計		335	100			335		100

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される全職員(再任用職員を含む。)が対象です。